

原材料名の表示

原材料に占める重量の割合の高いものから順に、一般的な名称で表示します。

● 複合原材料（２種類以上の原材料からなる原材料）の表示

① 基本の表示：複合原材料の名称の次に括弧を付けて、複合原材料の原材料を重量割合の高い順に表示します

＊食用植物油脂、卵黄、醸造酢、香辛料、食塩、砂糖からなるマヨネーズを仕入れて使用した場合（香辛料、食塩、砂糖は、マヨネーズにおける割合が５％未満）

原材料名	〇〇、〇〇、マヨネーズ（食用植物油脂、卵黄（卵を含む）、醸造酢、香辛料、食塩、砂糖）、〇〇、…
------	---

② 複合原材料の原材料が３種類以上あり、複合原材料の原材料に占める重量割合の高い順が３位以下で、かつ、当該割合が５％未満の原材料は「その他」と表示できます

原材料名	〇〇、〇〇、マヨネーズ（食用植物油脂、卵黄（卵を含む）、醸造酢、その他）、〇〇、…
------	---

＊醸造酢は重量割合が３位以下ですが、５％以上使用しているため、「その他」と表示できません

③ 複合原材料の最終製品に占める割合が５％未満の場合又は複合原材料の名称からその原材料が明らかである場合は、当該複合原材料の原材料の表示を省略できます。

原材料名	〇〇、〇〇、マヨネーズ（卵を含む）、〇〇、…
------	------------------------

＊マヨネーズは、「複合原材料の名称からその原材料が明らかである場合」に該当

● 複合原材料の原材料を分割して表示する場合

単に混合しただけなど、原材料の性状に大きな変化がない複合原材料を使用する場合は、原材料を分割して表示することができます。

○ 複合原材料表示による方法

原材料名	小麦粉、ココア調製品（砂糖、ココアパウダー、その他）、バター、鶏卵
------	-----------------------------------

○ 複合原材料を分割して表示する方法

原材料名	小麦粉、バター、砂糖、鶏卵、ココアパウダー、アーモンドパウダー、食塩
------	------------------------------------

添加物の表示

添加物を食品に使用した場合は、**原則としてすべて表示すること**とされています。表示には、次のようなルールがあります。詳細については、最寄りの保健所でご確認ください。

● 表示の内容

① 原則として**物質名で表示**します。（規定された範囲内で、**簡略名**による表示も可能）

（例） ソルビン酸カリウム → ソルビン酸K

② 公衆衛生の見地から、情報として必要性が高いと考えられるもの※１については、**物質名にその使用の目的や効果を表す用途名を併記**します。

※１ 甘味料、着色料、保存料、増粘剤・安定剤・ゲル化剤・糊料、酸化防止剤、発色剤、漂白剤、防かび剤・防ばい剤

（例） 保存料（ソルビン酸K）、着色料（黄４、青１）

③ 通常製剤の形で使用され、個々の成分まで表示する必要が低いと考えられるもの※２については、**一括名で表示**します。

※２ イーストフード、ガムベース、かんすい、酵素、光沢剤、香料、酸味料、軟化剤、調味料、豆腐用凝固剤、苦味料、乳化剤、pH調整剤、膨張剤

（例） 酸味料、香料、乳化剤、pH調整剤、膨張剤 等